

# 「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年3月11日掲載)

NO. 18 <福祉・介護人材> 「経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて」(社会・援護局)

＝厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である＝

## (1)現状

○経済連携協定(EPA)に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

### ア インドネシア(平成20年7月協定発効)

- ・平成20年度104名の候補者を受入れ
- ・平成21年度189名の候補者を受入れ
- ・平成22年度77名の候補者を受入れ

### イ フィリピン(平成20年12月協定発効)

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

- ・平成21年度
  - 【就労コース】190名の候補者を受入れ
  - 【就学コース】27名の候補者を受入れ
- ・平成22年度
  - 【就労コース】72名の候補者を受入れ
  - 【就学コース】10名の候補者を受入れ

## (2)平成23年度の受入れ

- 平成23年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、先般、受入調整機関である(社)国際厚生事業団において、日本側の受入施設の募集を行ったところである。
- 今後は、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入施設と候補者とのマッチングを経て、6月頃に入国手続きを行い、その後、日本語研修を開始する予定である。
- なお、フィリピン就学コースのスケジュールについては、追ってお知らせする。

## (3)候補者に対する学習支援策(平成23年度予算案)

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

- 平成23年度は、平成20年度に受け入れた候補者が初めて介護福祉士国家試験を受験する年度である。
- 当局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、平成23年度予算案においては、本年度実施している日本語習得の支援に加えて、新たに、介護専門知識習得の支援のための事業に必要な経費を盛り込んだところである。
- その概要は以下のとおりであり、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して実施する予定である。各自治体におかれては、管内の受入施設に対する積極的な周知と事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に財政負担を求めるものではない。

#### ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入施設において実施する候補者に対する日本語学習や介護分野の専門学習に係る経費を補助する。

- ・補助率定額(10/10)
- ・候補者1人当たり年間23.5万円以内

#### ※ 対象となる学習経費の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等

【平成22年度外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業協議状況】

都道府県数受入施設数候補者数1人あたりの協議額  
34 192 520 208,304円

#### イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

本年度実施している日本語習得のための集合研修に加えて、新たに、介護福祉士として必要な専門知識・技術や日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修、就労・研修2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導(定期的な小テスト)を実施する。

#### (4)介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱い

- 介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、候補者などに対して配慮するため、本年度から、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にすることとした。
- 見直しに当たっては、「利用者の安全確保に影響がないか」「専門職として当然知っておくべき用語か」「関係職種と連携して業務を行う上で支障が生じないか」といった観点から検討を行ったところであり、その結果、以下の方針で対応することとなった。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2011 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

- なお、候補者が介護福祉士国家試験を受験するのは、平成23年度以降である。
- ・易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、ふりがな、複合語の分解、平易に表現する等の方法で見直しを行う。
  - ・介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。

#### (5)各自治体への情報提供等

- EPAに関する様々な情報を都道府県等に迅速にお知らせするため、「EPA通信」と題して、電子メールでの情報提供を定期的に行っているところである。これまで、EPAの概要や締結に至るまでの経緯、受入施設一覧、受入実態調査の結果、受入施設の担当者に対する日本語教育方法に関する説明会の案内等をさせていただいた。
- 今後とも、適時情報提供を行っていく考えであるが、EPAに関して御不明な点や積極的な情報提供を希望する事項があれば、当局にお知らせ願いたい。
- なお、自治体の中には、候補者や受入施設に対する独自の支援策を講じていただいているところもある。今後とも、候補者の円滑な就労・研修に向けた各般の御協力を御願いたい。

(参考・引用:2010年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料)